

証券コード 8152

(発送日) 2026年6月10日

(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区銀座四丁目11番2号

**ソマル株式会社**代表取締役  
社 長 曾 谷 太**第79回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.somar.co.jp/ir/convocation/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ソマル」又は「コード」に当社証券コード「8152」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都中央区銀座四丁目11番2号  
ソマール株式会社 本社4階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であり、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。
  - ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
  - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、政府による各種政策の効果もあり国内景気は回復の兆しを見せ始めている一方、海外では各国での金融引き締めや、中東情勢悪化及びウクライナ侵攻問題の長期化によるエネルギー・資源価格の大幅な上昇、長期的な円安傾向、物価や金利の上昇、中国の不動産不況などによる経済活動や個人消費への影響から、当社グループの経営環境は、先行き不透明な状況が続くものと想定しております。

当社グループは、経営環境の変化が激しく不確実性が高い時代において、当社グループが有する独自の技術や情報を生かしつつ、製商品の差別化及び高付加価値化に鋭意取り組むとともに、今後の更なる成長が期待されている関係業界や新たな市場に対する当社グループの存在価値を高め、事業の強化を図ってまいります。特に、当社グループが重要な関係業界と位置付けている半導体・高速5G通信・デジタル光学機器などの電子機器業界や、益々IT化と自動化が進む自動車業界では、技術革新のスピードが速く、今後の見通しも難しいことから、継続的に様々な情報の収集に努め、スピーディーな経営判断を常に心がけてまいります。更に、安定した需要が見込まれる機能性食品、再生医療用に設計・開発した材料を用いた化粧品、食品機能性材料を使ったアイスクリームを含んだデザート、産学連携で取り組んでいるバイオマテリアル及び次世代材料の早期上市を目指しております。

当連結会計年度においては、製紙業界向け製商品の販売が軟調に推移したものの、自動車部品業界・半導体関連業界向け製商品の販売が好調を維持したことに加え、モバイル市場向け製商品の需要も堅調に推移したことを背景に、売上高は前年同期を上回りました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は312億円（前年同期比2.8%増）、営業利益は26億4百万円（前年同期比1.3%増）、経常利益は27億1千1百万円（前年同期比0.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に計上した投資有価証券売却益（6億5千7百万円）が、当連結会計年度は発生しなかったこと等により、14億8千8百万円（前年同期比42.5%減）となりました。

セグメントの経営成績は、以下のとおりであります。

#### [高機能材料事業]

電子機器業界向け製商品の販売はモバイル市場・半導体関連市場を中心に需要が堅調に推移し、自動車部品業界向け販売はHEV・BEVの増産を背景にEV関連向け製商品の販売が好調を維持しました。自動車関連市場・半導体関連市場の需要が堅調である一方、重電市場・大型モーター市場では需要が力強さを欠く展開となり、市場により需要動向に濃淡が見られましたが、事業全体では概ね計画通りの進捗となった結果、当事業全体の売上高は225億4千6百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は25億5千4百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

#### (主な製商品群の概況)

製 商 品 群	概況（数値は前年同期との対比）
コーティング製品	モバイル市場の底堅い需要に加え、需要が旺盛な半導体関連市場への対応を進めた結果、8.7%の増収となりました。

製 商 品 群	概況（数値は前年同期との対比）
高性能樹脂製品	HEV・BEV向けを中心に車載関連製品の販売が好調に推移したことにより、13.0%の増収となりました。
電 子 材 料	新規用途への展開及び顧客開拓を推進したものの、重電・産業機器モーター等の需要が低調に推移したことにより、5.2%の減収となりました。
機 能 性 樹 脂	市場全体で力強さを欠く分野があったものの、半導体関連市場等の堅調な需要に支えられ、2.4%の増収となりました。

#### [環境材料事業]

主要な販売先である製紙業界は、印刷情報用紙・新聞用紙分野の需要減少が継続していることに加え、板紙・産業用紙分野の需要も輸出関連事業が低調に推移するなど力強さを欠く状況が続き、事業を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっております。このような状況下、当社グループは市場ニーズに応じて特長を生かした差別化製商品の拡販と新たな用途や周辺市場の開拓等に取り組んでまいりました。商品販売においては新規商材の発掘や市場の開拓及び積極的な拡販活動に取り組み、製品販売においては紙パルプ技術協会の「佐々木賞」受賞を契機に増加した多機能凝結剤・歩留剤への引き合いを受注に繋げるべく講じた各種施策を推進したものの、製紙業界各社の生産調整等を受け減少した売上をカバーするには至らず、当事業全体の売上高は59億8千7百万円（前年同期比10.9%減）、営業利益は1億9千8百万円（前年同期比12.4%減）となりました。

(主な製商品群の概況)

製 商 品 群	概況 (数値は前年同期との対比)
ファインケミカルズ	紙パルプ技術協会の「佐々木賞」受賞を契機に増加した多機能凝結剤・歩留剤の引き合いに対応すべく講じた各種施策の効果が表れ始めたこと等により、1.6%の増収となりました。
製紙用化学品	板紙・産業用紙分野への拡販及び新市場の開拓に注力したものの、主要顧客の生産調整に伴う取扱数量の減少及び原料モノマー価格の値下がり起因する販売価格の低下等の影響を受けたことにより、13.7%の減収となりました。

[食品材料事業]

食品材料事業では、健康に優しく特長ある天然の食品素材を主要な取扱商品としており、的を絞った施策を推進し、食品業界等への拡販に鋭意注力してまいりました。これに加えて、これまでの営業活動で蓄積した食品に係る様々な情報や技術を活用し、新規商材の発掘や市場の開拓、更には、独自性のある新規複合食品素材の開発といった新たなテーマにも積極的に取り組んでおります。このような環境下、増粘安定剤分野は供給不足が解消された一部の品目で競争が激化するなど、予断を許さない状況が続きました。一方、乾燥野菜分野は業務用加工食品向けの需要が底堅く推移したことに加え、商材の拡充や新規商材の拡販といった施策が順次業績に寄与したことにより、当事業全体の売上高は25億8千9百万円（前年同期比3.1%増）となりましたが、営業利益はエネルギーコスト及び原材料価格の上昇等の影響を受け、1億2千8百万円（前年同期比8.5%減）となりました。

(主な製商品群の概況)

製 商 品 群	概況 (数値は前年同期との対比)
食 品 素 材 等	エネルギーコスト及び原材料価格が上昇する中、増粘安定剤分野は供給不足が解消された品目を中心に競争が激化したことにより取扱数量が減少しましたが、乾燥野菜分野は商材の拡充・拡販施策が奏功した結果、3.1%の増収となりました。

[その他の事業]

当社グループの成長を支える新たな事業領域を開発・育成すべく取り組んでいる「その他の事業」では、アフリカから輸入した切り花の国内販売や、新規市場開発用途の商材を発掘しつつ、新規ビジネスを新たな収益の柱に育成することを目的に、様々な可能性の追求及び検討を進めております。輸入生花の販売は、産地における天候不順等の影響を受け調達量が不足したことに加え、物流面における例外的な事象への対応や燃料・エネルギー価格の高騰等を受け、仕入コストが上昇したことにより販売数量が前年度を下回りました。その結果、「その他の事業」の売上高は7千7百万円（前年同期比10.5%減）、営業損失は2千7百万円（前年同期は営業損失1千9百万円）となりました。

事 業 区 分	売 上 高
高 機 能 材 料 事 業	22,546,328千円
環 境 材 料 事 業	5,987,327
食 品 材 料 事 業	2,589,481
そ の 他 の 事 業	77,078
合 計	31,200,216

② **設備投資の状況**

イ.当連結会計年度中に完成した主要設備  
特記すべき事項はありません。

ロ.当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修  
高機能材料事業 工場の新設  
(Somar North America Corporation)

ハ.重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
特記すべき事項はありません。

③ **資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第76期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第77期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第78期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第79期(当連結会計年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高 (千円)	25,059,933	26,649,900	30,363,512	31,200,216
経常利益 (千円)	886,455	1,908,214	2,710,375	2,711,196
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	611,052	1,371,057	2,586,595	1,488,479
1株当たり 当期純利益 (円)	315.06	707.06	1,334.37	768.06
総資産 (千円)	23,694,663	26,859,871	30,972,290	35,221,128
純資産 (千円)	14,783,885	17,254,215	20,173,016	22,335,999

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 76 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第 77 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第 78 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第 79 期(当事業年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高 (千円)	21,952,346	23,448,372	25,295,277	25,386,254
経 常 利 益 (千円)	115,793	753,119	910,830	939,651
当 期 純 利 益 (千円)	28,130	448,103	1,210,475	428,452
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	14.50	231.09	624.46	221.08
総 資 産 (千円)	19,415,859	21,284,847	22,344,968	24,916,449
純 資 産 (千円)	10,938,016	12,065,521	12,794,156	13,432,432

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
索馬龍（香港）有限公司	11,007千US\$	100.00	高機能材料事業に係る製商品の仕入販売等
索馬龍精細化工（珠海）有限公司	12,000千US\$	100.00	高機能材料事業・環境材料事業に係る製商品の製造及び仕入販売等
台灣索馬龍股份有限公司	70,000千NT\$	100.00	高機能材料事業に係る製商品の製造及び仕入販売等
Siam Somar Co., Ltd.	450,000千THB	100.00	高機能材料事業・食品材料事業に係る製商品の製造及び仕入販売等
Somar Corporation India Pvt. Ltd.	85,500千INR	100.00	高機能材料事業に係る製商品の仕入販売等
Somar North America Corporation	1,000千US\$	100.00	高機能材料事業に係る製商品の仕入販売等
Somar Europe B.V.	1,400千EUR	100.00	高機能材料事業に係る製商品の仕入販売等
SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd.	1,000千US\$	100.00	高機能材料事業に係る製商品の仕入販売等
SOMAR (SINGAPORE) PTE.LTD.	32,500千US\$	100.00	海外事業の管理統括

(注) 1. 索馬龍（香港）有限公司、索馬龍精細化工（珠海）有限公司、台灣索馬龍股份有限公司、Siam Somar Co.,Ltd.、Somar Corporation India Pvt. Ltd.、Somar North America Corporation、Somar Europe B.V.、SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd.に対する当社の議決権比率は、間接所有の議決権比率を含めております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、業績の持続的な向上と社会への更なる貢献を目指して、社会が求める課題の解決や新たな価値の創造に取り組み、長年培ってきた経営資源をベースにして、事業の重点化と他社との差別化を重視した事業運営を積極的に推進してまいりました。

今後は引き続き、当社グループの経営方針に沿って、当社グループ独自の技術や情報を総合的に活用し、国内市場はもとより、グローバルな成長市場で積極的な事業展開を推進してまいります。とりわけ次に記載する事項は、当社グループが次のステージへと飛躍するために取り組むべき重要な課題と認識し、スピーディーな経営判断と各施策の着実な実施を通して成果を積み重ねながら、企業価値の向上に努めてまいります。

##### ① 当社グループの経営資源を生かした新規事業領域の育成

当社グループの収益を高め、持続的な成長を果たしていくためには、当社グループの強みを生かした既存事業の強化は勿論のこと、特長ある新たな事業領域の開拓が不可欠です。

当社グループの中核事業である高機能材料事業では、例えば、長年深く関わってきた電子部品や自動車電装部品などの業界に加え、これまで培ってきた独自の技術や情報を活用して、新たに高速5G通信や半導体等の領域にもビジネスをスタートさせました。更に、安定した需要が見込まれる機能性食品、バイオマテリアルの素材を活用した化粧品、食品機能性材料を使ったアイスクリームを含んだデザート、産学連携で取り組んでいるバイオマテリアルの早期上市を目指しております。

こうした新たな事業領域を切り開くための開発の芽を今後も積極的に育てながら、かかる芽を事業の1つの柱となるまで大きく成長させていくことが急務であります。

そのためには、次代を担うグローバルな人材を積極的に登用・育成し、社会が直面する様々な課題の解決能力を強化しながら、一方では、社内の経営資源のみに頼ることなく、他企業との連携や産学連携、更にはM&Aといった様々な選択肢も視野に入れながら、引き続き積極的なチャレンジを続けてまいります。

## ② 経済のグローバル化に対応した独自の情報・生産・物流網の強化

経済のグローバル化とともに、当社グループの主要な取引先も生産拠点を海外の成長市場へと積極的に移転を進め、これに呼応して当社グループも、取引先からの様々な要望に適切に応えていくため、グローバルなサプライチェーンの構築に鋭意努めてまいりました。

その結果として、当社グループの当連結会計年度の海外地域売上高は、連結売上高の32.8%を占めるまでに成長し、海外市場の重要性が一段と高まっております。当社グループが得意とする自動車電装部品の業界や様々な電子部品の業界は、まさしく世界規模でのビジネス活動を展開しており、かかる業界の需要をよりグローバル視点で的確に捉え対応していくため、当社グループは2018年12月にはオランダに、2019年2月にはベトナムに新たな拠点を構築し、また、2020年7月にはシンガポールに海外事業の資本再編を目的とした中間持株会社を設立し、当社グループの発展に生かすべく活動を始めました。

今後は、当社グループが持つこうしたグローバル拠点を通じて、海外市場の様々な情報をスピーディーかつ的確に把握し、各市場の潜在的なニーズも掘り起こしながら、顧客の課題解決に応えるサプライチェーンを構築して、引き続きその機能強化に努めてまいります。

## ③ 当社グループの競争力を高め社会への貢献に資するガバナンス体制の強化

政府の成長戦略の一環として策定されたコーポレートガバナンス・コードが、2015年6月から上場企業に適用され、企業のガバナンスの重要性が益々社会に認識されるようになっております。しかしながら、企業の不祥事は様々な形で継続し後を絶つことがありません。企業の存立は様々なステークホルダーとの信頼の上に成り立っており、かかる認識に立脚した企業経営が益々求められております。

わが国企業の最近の不祥事発生事例では、とりわけ大企業におけるリスクマネジメントが注目を浴びており、発生の際は国内に留まらず、経営の目が届きにくい海外の子会社にも広く及んでおります。

こうした状況に鑑み、グローバルに事業を拡大している当社グループとしましては、引き続きグローバル視点でガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

当社グループが長年培ってきた良き経営理念を大切に、役員自ら率先垂範してその経営理念を生かした行動を実践し、当社グループのあるべき姿と価値観を全社員が共有して事業活動ができるよう、経営者自ら様々なコミュニケーションに努めております。

当社グループは、引き続き社外取締役や社外監査役といった独立性の高い社外役員などによる経営監視のもとで、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を生かした経営に努め、当社グループの持続的発展と企業価値の向上に資するガバナンス体制となるよう、今後も継続した改善に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	主要製品
高機能材料事業	コーティング製品、高機能樹脂製品、電子材料、機能性樹脂
環境材料事業	ファインケミカルズ、製紙用化学品
食品材料事業	食品素材等
その他の事業	新規開発事業関連製商品等

**(6) 主要な営業所及び工場**（2026年3月31日現在）**① 当社の主要な事業所及び工場**

本社	東京都中央区
工場	
草加事業所	埼玉県草加市
支店	
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
営業所	
苫小牧営業所	北海道苫小牧市
仙台営業所	宮城県仙台市
日立営業所	茨城県日立市
福岡営業所	福岡県福岡市

**② 主要な子会社**

索馬龍（香港）有限公司	香港
索馬龍精細化工（珠海）有限公司	中国広東省
台灣索馬龍股份有限公司	台北県新北市
Siam Somar Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
Somar Corporation India Pvt. Ltd.	Karnataka, India
Somar North America Corporation	West Virginia, U.S.A.
Somar Europe B.V.	Noord-Holland, The Netherlands
SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd.	Hanoi, Vietnam
SOMAR (SINGAPORE) PTE.LTD.	Singapore

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
高機能材料事業	387名	3名減
環境材料事業	33名	1名増
食品材料事業	10名	—
その他の事業	2名	1名減
全社(共通)	32名	1名減
合計	464名	4名減

(注) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308名	11名減	41.6歳	13.9年

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,250,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,650,000
株式会社りそな銀行	1,000,000
株式会社みずほ銀行	100,000

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 6,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,958,734株
- ③ 株主数 1,534名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 ナ ガ ツ タ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	638	32.9
多 摩 興 産 株 式 会 社	237	12.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	89	4.6
INTERACTIVE BROKERS LLC ( 常 任 代 理 人 イ ン タ ラ ク テ ィ ッ プ ・ ブ ロ ー カ ー ズ 証 券 株 式 会 社 )	65	3.4
有 限 会 社 龍 和	57	2.9
秋 元 利 規	50	2.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	48	2.5
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 常 任 代 理 人 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 )	47	2.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	42	2.2
ソ マ ー ル 従 業 員 持 株 会	27	1.4

(注) 持株比率は自己株式(20,948株)を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	曾 谷 太	株式会社宗屋 代表取締役 多摩興産株式会社 取締役
常 務 取 締 役	小 林 正 樹	業務本部長
常 務 取 締 役	牛 尾 成 次	営業本部長
取 締 役	関 口 幸 久	F&A部長 Siam Somar Co., Ltd. 代表取締役社長 SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd. 会長
取 締 役	坂 本 昇	雪ヶ谷化学工業株式会社 代表取締役社長 有魁隆(上海)橡塑製品有限公司 董事長
取 締 役	春 日 孝 之	株式会社NiKKi Fronホールディングス 代表取締役社長 NiKKi Fron株式会社 代表取締役社長 NiKKi Fron (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長
取 締 役	島 田 史 子	株式会社まゆ月 代表取締役
常 勤 監 査 役	今 井 原 俊 彦	
監 査 役	亀 山 晴 信	弁護士 株式会社やまびこ 社外取締役
監 査 役	中 島 玲 史	弁護士 株式会社宇和島プロジェクト 社外監査役 株式会社東洋館出版社 社外監査役 株式会社ウェルモ 社外監査役

- (注) 1. 取締役の坂本昇氏、春日孝之氏及び島田史子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の亀山晴信氏及び中島玲史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役が法定の員数を欠くことになる場合に備えて、2025年6月26日開催の第78回定時株主総会において、補欠監査役として三留拓郎氏(現職・弁護士)が選任されております。
4. 当社は、取締役の坂本昇氏、春日孝之氏及び島田史子氏、監査役の亀山晴信氏及び中島玲史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・ 被保険者の範囲  
取締役及び監査役
- ・ 被保険者の実質的な保険料負担割合  
特約部分の保険料は、被保険者の負担としております。
- ・ 補填の対象となる保険事故の概要  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の「役員等の報酬等」は、会社法及び当社定款の定めに従い、取締役及び監査役の報酬限度額を株主総会で決議いたします。各取締役の報酬等の額は取締役会で、各監査役の報酬等の額は監査役の協議により決定いたします。なお、報酬等の細目については、取締役会で定めた「役員等の報酬等の内規」で規定しております。

取締役及び監査役の報酬等の額は、固定報酬である毎月の定期同額報酬のみで構成されております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、以下の決定方針と整合しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

イ 取締役及び監査役の報酬等に係る株主総会の決議

- ・取締役の報酬限度額は、1984年3月30日開催の第36回定時株主総会において年額290百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名であります。また、取締役の員数は20名以内と定款に定めております。
- ・監査役の報酬限度額は、1985年3月30日開催の第37回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。また、監査役の員数は5名以内と定款に定めております。

ロ 固定報酬の決定に関する方針

- ・取締役（社外取締役を除く）  
日本企業の役員報酬の水準を参考に、原則として、当社従業員の給与の最高額を基準とし、役位ごとに決定します。
- ・常勤監査役  
取締役（社外取締役を除く）の定期同額報酬を参考に決定します。
- ・社外取締役（その他の非常勤取締役を含む）及び社外監査役  
会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を総合的に考慮し決定します。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の名数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	67 (6)	67 (6)	— (—)	— (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	23 (12)	23 (12)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	90 (18)	90 (18)	— (—)	— (—)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬総額には、2025年6月26日をもって退任した取締役1名の在任中の報酬額が含まれております。
3. 取締役会は、各取締役の公正な評価を行う役割は代表取締役社長 曾谷太が適していると判断し、固定報酬の額の決定を委任いたしました。委任を受けた代表取締役は、経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案し、各取締役の固定報酬額を決定いたしました。

## ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月27日開催の第66回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間を対象として、当社所定の基準による相当額の範囲内で打切り支給することとし、その支給の時期については各役員の退任時とすることが決議されました。

上記の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役1名に対し3.9百万円

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社グループと当該他の法人等との関係

取締役坂本昇氏は、雪ヶ谷化学工業株式会社の代表取締役社長、有魁隆（上海）橡塑製品有限公司の董事長を兼任しております。なお、当社は雪ヶ谷化学工業株式会社との間に商品の仕入に関する取引関係がありますが、取引額は軽微であります。また、当社グループと有魁隆（上海）橡塑製品有限公司との間には特別な関係はありません。

取締役春日孝之氏は、株式会社NiKKi Fronホールディングス、NiKKi Fron株式会社及びNiKKi Fron(Thailand)Co., Ltd.の代表取締役社長を兼任しております。

なお、当社は株式会社NiKKi Fronホールディングスとの間に商品の販売に関する取引関係があり、当社子会社はNiKKi Fron (Thailand) Co.,Ltd.との間に土地建物等の賃貸借取引関係がありますが、取引額は軽微であります。また、当社グループとNiKKi Fron株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役島田史子氏は、株式会社 まゆ月の代表取締役を兼任しております。なお、当社は株式会社 まゆ月と化粧品関連事業に係る業務委託契約等を締結しておりますが、当該契約の業務委託料等は軽微であります。

当社は監査役中島玲史氏と各種規定の整備等の法務支援（情報提供・助言・サポート全般）に関する業務委託契約を締結しておりますが、当該契約の業務委託料は軽微であります。

##### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社グループと当該他の法人等との関係

監査役亀山晴信氏は、株式会社やまびこの社外取締役を兼任しております。なお、当社グループと株式会社やまびこの間には特別な関係はありません。

監査役中島玲史氏は、株式会社宇和島プロジェクト、株式会社東洋館出版社及び株式会社ウェルモの社外監査役を兼任しております。なお、当社は株式会社ウェルモの株式を保有しておりますが、その保有割合は僅少であります。また、当社グループと株式会社宇和島プロジェクト及び株式会社東洋館出版社との間には特別な関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

取締役坂本昇氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い見地から、積極的に監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役春日孝之氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い見地から、積極的に監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役島田史子氏は、取締役就任後に開催された取締役会13回全てに出席し、美容分野・伝統芸能分野における豊富な経験や実績に基づく幅広い見地から、積極的に監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役亀山晴信氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に、また監査役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス体制の構築・維持等について、積極的に助言・提言を行っております。

監査役中島玲史氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス体制の構築・維持等について、積極的に助言・提言を行っております。

## (5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,650千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,650千円

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

3.上記以外に、当連結会計年度において、前連結会計年度に係る追加報酬2,900千円を支払っております。

### ③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況並びに監査時間及び監査報酬額の推移を確認したうえで、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料や情報を入手し、当該事業年度の会計監査人の監査計画の内容、監査予定時間及び報酬額の見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>26,371,614</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,925,325</b>
現金及び預金	11,391,043	支払手形及び買掛金	4,086,694
受取手形及び売掛金	7,097,599	短期借入金	156,540
電子記録債権	1,853,873	未払法人税等	452,833
棚卸資産	5,547,951	契約負債	1,863
その他	550,958	賞与引当金	199,000
貸倒引当金	△69,811	その他	1,028,392
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,849,513</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,959,803</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,789,752</b>	長期借入金	6,000,000
建物及び構築物	2,355,226	資産除去債務	82,543
機械装置及び運搬具	1,255,607	繰延税金負債	373,196
土地	470,865	退職給付に係る負債	5,995
建設仮勘定	74,839	その他	498,067
その他	633,214	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,885,128</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>120,113</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	25,172	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,675,591</b>
その他	94,940	資 本 金	5,115,224
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,939,647</b>	資 本 剰 余 金	4,473,939
投資有価証券	3,005,950	利 益 剰 余 金	8,151,777
長期貸付金	17,489	自 己 株 式	△65,349
繰延税金資産	4,001	その他の包括利益累計額	4,660,407
差入保証金	870,140	その他有価証券評価差額金	1,289,085
その他	556,044	繰延ヘッジ損益	7,119
貸倒引当金	△513,978	為替換算調整勘定	3,364,202
<b>資 産 合 計</b>	<b>35,221,128</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,335,999</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>35,221,128</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,200,216
売上原価		24,384,174
売上総利益		6,816,041
販売費及び一般管理費		4,211,610
営業利益		2,604,431
営業外収益		
受取利息	76,983	
受取配当金	87,062	
受取賃貸料	24,272	
その他の	35,873	224,191
営業外費用		
支払利息	52,230	
債権売却損	5,935	
為替差損	13,511	
固定資産除却損	30,497	
その他の	15,250	117,425
経常利益		2,711,196
特別損失		
減損損失	278,403	278,403
税金等調整前当期純利益		2,432,793
法人税、住民税及び事業税	1,046,471	
法人税等調整額	△102,156	944,314
当期純利益		1,488,479
親会社株主に帰属する当期純利益		1,488,479

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,193,805</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,963,643</b>
現金及び預金	4,557,631	買掛金	3,860,817
受取手形	2,588	未払金	643,512
売掛金	5,622,772	未払費用	55,442
電子記録債権	1,853,873	未払法人税等	191,829
棚卸資産	3,847,241	契約負債	163
前払費用	116,513	前受金	2,368
未収入金	209,763	預り金	10,000
その他金	53,232	リース債務	508
貸倒引当金	△69,811	賞与引当金	199,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,722,644</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,520,373</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,515,799</b>	長期借入金	6,000,000
建物	810,654	リース債務	1,821
構築物	22,704	資産除去債務	82,543
機械及び装置	385,128	繰延税金負債	411,187
車両運搬具	7,582	その他の	24,821
工具、器具及び備品	87,857	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,484,017</b>
土地	179,716	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	2,117	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,136,227</b>
建設仮勘定	20,037	資 本 金	5,115,224
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>19,842</b>	資 本 剰 余 金	4,473,939
ソフトウェア	16,329	資 本 準 備 金	4,473,939
ソフトウェア仮勘定	2,900	利 益 剰 余 金	2,612,413
電話加入権	612	その他利益剰余金	2,612,413
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,187,002</b>	繰越利益剰余金	2,612,413
投資有価証券	3,005,950	<b>自 己 株 式</b>	<b>△65,349</b>
関係会社株	2,517,872	評価・換算差額等	1,296,205
出資	1,000	その他有価証券評価差額金	1,289,085
長期貸付金	17,489	繰延ヘッジ損益	7,119
関係会社長期貸付金	719,550	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,432,432</b>
破産更生債権等	64,618	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>24,916,449</b>
差入保証金	844,561		
長期未収入金	435,000		
その他の	94,939		
貸倒引当金	△513,978		
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,916,449</b>		

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,386,254
売 上 原 価		21,467,468
売 上 総 利 益		3,918,785
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,231,426
営 業 利 益		687,358
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39,607	
受 取 配 当 金	87,062	
為 替 差 益	101,531	
業 務 受 託 料	15,137	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	81,580	
そ の 他	25,201	350,120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52,062	
債 権 売 却 損	5,935	
固 定 資 産 除 却 損	29,157	
そ の 他	10,671	97,827
経 常 利 益		939,651
特 別 損 失		
減 損 損 失	278,403	278,403
税 引 前 当 期 純 利 益		661,247
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	272,211	
法 人 税 等 調 整 額	△39,415	232,795
当 期 純 利 益		428,452

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ソマール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村彰夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏村卓世

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソマール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソマール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ソマール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 彰 夫  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 柏 村 卓 世  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソマール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載

内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

ソマール株式会社 監査役会

常勤監査役 今井原俊彦 ㊟

社外監査役 亀山晴信 ㊟

社外監査役 中島玲史 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第79期の期末配当につきましては、継続的な安定配当を目指す当社の配当政策に基づき、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、193,778,600円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	そ 谷 太 な に ふ と し 曾 谷 太 (1973年6月8日生)	2001年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 2005年4月 多摩興産株式会社 取締役(現任) 2005年6月 当社取締役 2008年4月 常務取締役 2008年7月 代表取締役専務取締役 2008年9月 代表取締役副社長 2011年4月 代表取締役社長(現任) 2019年9月 株式会社宗屋 取締役 2020年10月 株式会社宗屋 代表取締役(現任)	10,600株
2	こ ばやし まさ き 小 林 正 樹 (1960年11月14日生)	2013年5月 当社理事 2014年5月 理事営業本部長 2019年7月 執行役員営業本部長 2019年10月 執行役員業務本部長 2020年6月 取締役業務本部長 2022年2月 取締役草加事業所長 2025年6月 常務取締役業務本部長(現任)	1,800株
3	うし お せい じ 牛 尾 成 次 (1960年1月19日生)	2019年4月 当社理事 2019年10月 理事営業本部長 2022年6月 取締役営業本部長 2025年6月 常務取締役営業本部長(現任)	2,500株
4	せき ぐち ゆき ひさ 関 口 幸 久 (1962年10月12日生)	1985年4月 当社入社 2009年4月 Siam Somar Co., Ltd. C.O.O 2017年4月 名古屋支店長 2021年5月 参事 大阪支店長 2023年4月 Siam Somar Co., Ltd. 代表取締役社長(現任) 台湾索馬龍股份有限公司 董事 SOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd. 会長(現任) 2023年6月 当社取締役 2026年3月 取締役F & A部長(現任)	500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
5	さか もと のぼる 坂本 昇 (1978年6月13日生)	2007年4月 雪ヶ谷化学工業株式会社入社 2011年8月 有魁隆(上海)橡塑製品有限公司 董事長 総経理 2013年4月 雪ヶ谷化学工業株式会社 代表 取締役社長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2021年8月 有魁隆(上海)橡塑製品有限公司 董事長(現任)	4,300株
6	かすが たかゆき 春日 孝之 (1977年6月30日生)	2008年6月 株式会社日本機材(現NiKKi Fron 株式会社)入社 2012年4月 NiKKi Fron (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長(現任) 2014年4月 株式会社ニッキフロン・トレー ディング(現株式会社NiKKi Fronホ ールディングス) 代表取締役社長 (現任) 2015年6月 NiKKi Fron株式会社代表取締役社 長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任)	500株
7	しま だ ちかこ 島田 史子 (1959年6月1日生)	1978年～ 九代目澤村宗十郎個人事務所入所 2001年 番頭(マネージャー)等を歴任 2001年6月 プラスロン化粧品株式会社入社 2003年1月 同社専務取締役 2009年4月 NPO法人日本フェイシャル スタイリスト協会 副理事(現任) 2010年3月 株式会社まゆ月 設立 代表取締役(現任) 2024年5月 一般社団法人日本文化検定 スーパーバイザー(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1.台湾索馬龍股份有限公司、Siam Somar Co.,Ltd.及びSOMAR VIETNAM CORPORATION Co., Ltd.は、当社100%孫会社であります。
- 2.当社は、島田史子氏が業務執行者を務める株式会社 まゆ月と業務委託契約等を締結しておりますが、当該契約の業務委託料等は軽微であります。
- その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3.坂本昇氏、春日孝之氏及び島田史子氏は、社外取締役候補者であります。

- 4.(1) 坂本昇氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要  
同氏は企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かし、取締役会の職務執行・意思決定に対し、妥当性・適正性を確保するための監督・助言等をいただけると判断したためであります。
- (2) 春日孝之氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要  
同氏は企業経営における豊富な経験や実績に基づく幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かし、取締役会の職務執行・意思決定に対し、妥当性・適正性を確保するための監督・助言等をいただけると判断したためであります。
- (3) 島田史子氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要  
同氏は美容分野・伝統芸能分野に造詣が深く、長年にわたり美容業界において要職を歴任された豊富な経験を有しており、その幅広い知見を活かし、取締役会の職務執行・意思決定に対し、妥当性・適正性を確保するための監督・助言等をいただけると判断したためであります。
- 5.当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする再任の取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案通り承認可決された場合、候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新する予定であります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合  
特約部分の保険料は、被保険者の負担としております。
  - ・補填の対象となる保険事故の内容  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- 6.当社は、坂本昇氏、春日孝之氏及び島田史子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。なお、坂本昇氏、春日孝之氏及び島田史子氏の再任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 7.坂本昇氏、春日孝之氏及び島田史子氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、坂本昇氏及び春日孝之氏は11年、島田史子氏は1年となります。
- 8.当社は、坂本昇氏、春日孝之氏及び島田史子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。当社は諸氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
みどめたくろう 三留拓郎 (1980年10月18日生)	2011年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 東京昌平法律事務所入所 2013年12月 株式会社日立ハイテク入社 2018年7月 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社入社 2020年3月 第一中央法律事務所入所（現任）	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者三留拓郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 三留拓郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、企業内弁護士として実務経験を有しており、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 当社は、三留拓郎氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

5. 当社は、三留拓郎氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

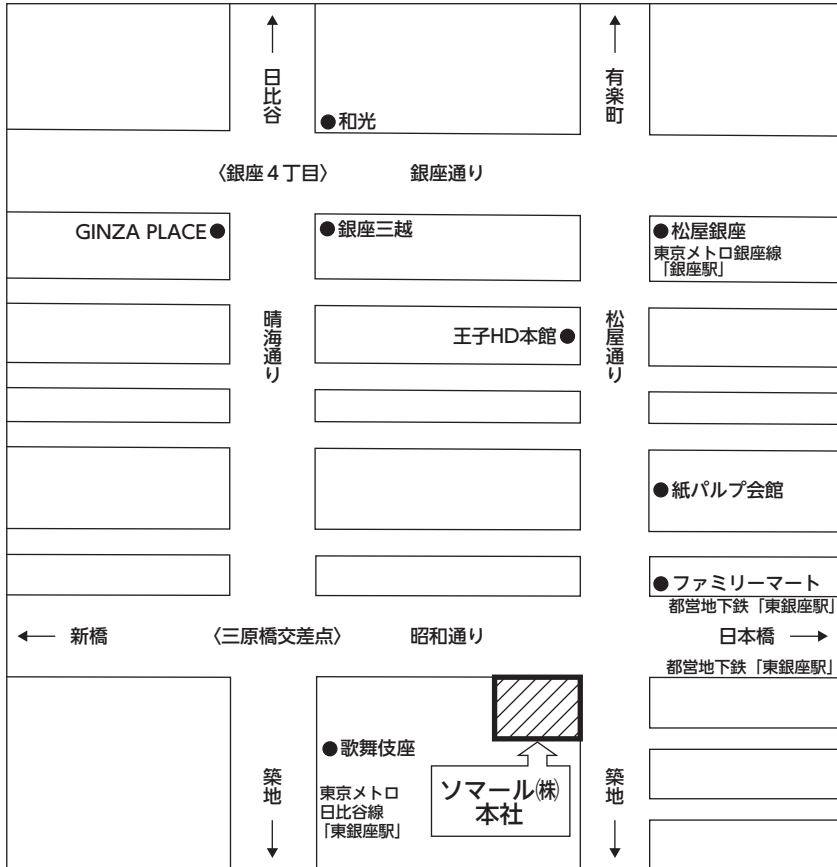
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合  
特約部分の保険料は、被保険者の負担といたします。
- ・補填の対象となる保険事故の内容

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以上

# 〔株主総会会場ご案内図〕

東京都中央区銀座四丁目11番2号  
 ソマール株式会社 本社 (丸正ビル4階)  
 TEL 03-3542-2151 (代表)



東京メトロ銀座線「銀座駅」(A12出口) 徒歩4分  
 東京メトロ日比谷線「東銀座駅」(3番出口) 徒歩3分  
 都営地下鉄「東銀座駅」(A7・A8出口) 徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。